

令和5年4月11日

1年生保護者様

長岡京市教育委員会
教育長 西村 文則
長岡京市立長岡第十小学校
校長 杉本 里佳

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等
及び感染防止対策を踏まえた学校の対応について

平素より、本市の教育行政及び本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年3月17日付で文部科学省から「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」の通知がありました。

この通知を踏まえ、本市の新学期以降の教育活動については、下記のとおり実施いたします。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 新学期以降のマスクの取扱いについて

児童生徒・教職員とも、学校教育活動にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、校外学習等において混雑した電車やバスを利用する場合や医療機関や高齢者施設等を訪問する場合には、マスクの着用を推奨します。

2 各教科における学習活動について

各教育活動の実施にあたっては換気や手洗い等の手指衛生などの基本的な感染対策を講じて実施し、マスクの着用を求めないことを基本とします。

また、学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施にあたっては、活動の場面に応じて、「十分な換気をする」「グループワークは少人数で実施し、大声での会話を控える」などの一定の感染対策を講じて実施します。（部活動等において同様の活動を行う場合も同様）

「感染のリスクが比較的高い学習活動」として掲げる活動の例

- | | |
|---|--------------|
| ◇ 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」 「一斉に大きな声で話す活動」 | 【各教科等共通】 |
| ◇ 「児童生徒がグループで行う実験や観察」 | 【理科】 |
| ◇ 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」 | 【音楽】 |
| ◇ 「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」 | 【図画工作、美術、工芸】 |
| ◇ 「児童生徒がグループで行う調理実習」 | 【家庭、技術・家庭】 |
| ◇ 「児童生徒が密集する運動」 「組み合ったり接触したりする運動」 | 【体育、保健体育】 |

- 3 給食等の食事をする場面における対策について
適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、座席を工夫するなどの感染対策を行い、黙食は必要ないこととします。
- 4 新型コロナウイルス感染が判明した場合の連絡方法について
児童生徒及び同居等のご家族が「抗原検査や PCR 検査を受けた」または「感染が判明した（陽性）」場合
平日の 8：30～17：00 の間に学校へご連絡ください。
※休日の場合は、翌月曜日にご連絡ください。
- 5 学級閉鎖等について
濃厚接触者の特定は行いませんが、学級内で感染の広がりが危惧される場合には、関係機関と相談の上、学級閉鎖をします。なお、学級閉鎖の期間は、5 日程度を目安に、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断します。（学級閉鎖中の健康観察の状況によって延長する場合があります。）感染状況によっては学年閉鎖や臨時休校を行う場合もあります。
- 6 児童生徒並びに同居の家族等に発熱に限らず咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある場合の対応について
- (1) 児童生徒に発熱に限らず咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある場合（医療機関未診断）は登校を控えてください。
- (2) きょうだいや同居のご家族等に発熱に限らず咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある場合（医療機関未診断）も登校を控えてください。
- 7 留意事項
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることがないようにするとともに、マスクの着用の有無による差別や偏見が起らないよう、学校でも指導してまいります。ご家庭でもご協力いただきますようお願いいたします。
 - ・新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況に応じて、マスクの着用を促すことも考えられますが、着用を強いることはありません。
 - ・当面の間、登校前の検温とカードへの記入をお願いします。
- 8 その他
放課後児童クラブも学校と同じ扱いとなります。